証券コード　4377
（発信日）2024年３月12日
（電子提供措置開始日）2024年３月６日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町２０番１号
株式会社ワンキャリア
代表取締役社長
執行役員CEO　宮下　尚之

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://onecareer.co.jp/ir/meeting-of-shareholders/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。銘柄名（ワンキャリア）又は証券コード（4377）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年3月27日（水曜日）午前10時
2．場　　所　東京都渋谷区道玄坂二丁目６番17号
渋東シネタワー11階　AP渋谷道玄坂
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3．目的事項
報告事項　第9期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　資本金の額の減少の件

4．招集にあたっての決定事項

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本招集ご通知に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://onecareer.co.jp/）及び前記東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2023年１月１日から
2023年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が２類から５類へ移行し、経済社会活動を後押しする形になりました。しかしながら、金融資本市場の変動、物価高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

人材採用領域においては、有効求人倍率（季節調整値）は2023年12月には1.27倍となり、人材需要は継続して堅調な回復を見せております。また新型コロナウイルス感染症の影響で増えたオンラインでの採用活動が、企業の採用プロセスとして定着したことにより、企業の採用DXへの需要は堅調に推移しております。また、大学での授業をオフラインで実施することが基本となり、部活動やサークル活動といった課外活動がコロナ禍前のように活気を取り戻しつつあるなど、大学生を取り巻く環境に変化も起きています。

このような環境の中、当社は積極的な法人向けの広告宣伝活動等で新規取引先との接点を増やし、求人掲載サービスやオンライン企業説明会サービスの販売に繋げました。さらに前事業年度からは、ワンキャリアクラウドシリーズのスカウトサービスをリリースし、販売パートナーの募集を開始するなど、新規取引先の開拓に注力しております。

当事業年度において会員数は1,580千人（前期比309千人増）、法人取引累計社数は2,903社（前期比1,050社増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,970,292千円（前期比39.8％増）、営業利益996,039千円（前期比60.9％増）、経常利益997,355千円（前期比60.3％増）、当期純利益694,540千円（前期比55.7％増）となりました。

なお、当社はキャリアデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は223,065千円で、主なものはITエンジニア就活に特化した就活サイト「ONE CAREER for Engineer」等に係るソフトウエア開発128,910千円、オフィス増床等に係る建物72,648千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として100,000千円の調達を行いました。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、45,008千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (2020年12月期)	第７期 (2021年12月期)	第８期 (2022年12月期)	第９期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高(千円)	1,330,928	1,951,617	2,839,721	3,970,292
経常利益(千円)	72,264	393,488	622,133	997,355
当期純利益(千円)	68,434	268,173	446,099	694,540
１株当たり当期純利益(円)	13.69	51.92	77.44	120.24
総資産(千円)	1,293,949	2,745,787	3,316,210	4,190,004
純資産(千円)	118,608	1,849,157	2,295,000	3,056,191
１株当たり純資産額(円)	23.72	321.00	398.40	520.11

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．2021年６月７日を基準日として、2021年６月８日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行いましたが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第８期の期首から適用しており、第８期及び当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況
該当事項はありません。

②　子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する人材ビジネス業界は、およそ10兆円の市場規模があると想定しております。しかし、その大半は労働集約型の旧態依然としたビジネスモデルによって成り立っています。近年、少子高齢化による「労働力人口の減少」、働き方改革の影響による「働き方の多様化」、終身雇用崩壊による「雇用の流動化」といった急速に変化する社会の流れを受けて、顧客のニーズや課題感にも変化が生まれつつあります。また、人的資本開示が義務化される等、企業の「人への投資」に注目が集まっています。「労働生産性の向上」や「働く人々の満足度の向上」といった新しい課題に順応するため、HR（Human Resource：人的資材）マーケットにおいてもDX推進が求められ、特にHRTech領域に注目が集まっています。労働生産性の向上が求められることにより、今後の企業の採用戦略が大きく変容していくと認識しております。

当社の「キャリアデータプラットフォーム」で実現しているキャリアデータの透明化に加え、ワンキャリアクラウドシリーズの各サービスは採用DXを促進し、企業の採用活動・人事業務の負担削減に役立つため、企業側の限られた採用予算で効率的に求職者の採用を行うことが可能なサービスであると考えております。

新型コロナウイルス感染症は2023年５月から５類感染症に位置付けは変更になりましたが、地理的な制限や会場の収容人数の制限を受けることなく、求職者と企業双方にとって効率的な就職活動を行うことができるため、オンライン企業説明会サービスへのニーズは堅調に推移しています。実際に働いている社員や会社の雰囲気を知りたい学生のニーズに応える商品として、オフラインイベントのニーズも存在する状況です。

このように当社は、市場の拡大・変化及び競合企業の増加等の経営環境の変化に対応すべく、様々なサービスを創出し、社会的需要に合致した事業戦略で持続的な成長の実現に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

①新規ビジネスの創出と顧客基盤の拡大

当社は、創業以来、HRマーケットにおいて様々な新規サービスを開発し、新たな収益機会を創造してまいりました。今後も競争優位性を確保し長期的に成長し続ける組織であるためには、既存サービスの新規機能追加やUI/UXの改善に加え、企業のニーズを的確に捉え、新たなビジネスやサービスを創出することが極めて重要であると考えております。具体的には、「キャリアデータプラットフォーム」におけるキャリアデータの拡充と、保有するキャリアデータを活用することで採用活動を効率化できる「採用DX支援サービス」の新規機能開発に注力していくことで、新規顧客基盤の拡大を目指す方針であります。

②優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、システムの開発部門及び営業部門等における優秀な人材の確保並びにその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材の確保については、新卒・中途の両方において、積極的な採用活動を実施し、当社のミッションに共感を持つ人材の採用を行ってまいります。人材の育成に関しては、採用した人材のオンボーディング施策（入社後の定着施策）を強化し、定着率を向上させるとともに、一人ひとりが強みを活かして活躍ができるように、研修・教育の強化、組織体制の強化及び最適な人員配置を実施してまいります。

③認知度の向上

当社では、これまで求職者会員の獲得及び法人顧客の獲得を目的としてWEBマーケティング等を活用した広告宣伝活動を行ってきました。求職者会員の認知は得られている一方で、新聞、テレビ等の大規模なマスメディア向け広告を打ち出しておらず、法人顧客からの当社の認知度は大手の同業他社と比較してまだ高くありません。既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るに当たり、当社ブランドのより一層の認知度向上とブランド力強化が重要であると認識しております。こうした背景から、広告宣伝への投資や積極的なPR活動を実施し、キャリアデータのプラットフォーマーとして確立した当社ブランドの、認知度の向上を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大、持続的な成長をするためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社では、更なる内部管理体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、経営の公正性・透明性の確保及び企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社はキャリアデータプラットフォーム事業を展開しております。

キャリアデータプラットフォーム事業の内容は以下のとおりであります。

採用DX支援サービス	
・求人メディア	企業の魅力を伝え、母集団形成を行うことが可能なサービス。新卒採用支援メディア「ONE CAREER」への求人広告を掲載する求人掲載と企業の採用に関する会社説明を動画で配信するサービスのほか、母集団形成を補うターゲティングメールなどのオプションサービスを提供。
・採用ソリューション	当社保有のデータを活用したサービス。学生や競合他社の動向を企業の採用活動に反映させることが可能。加えて、学生及び企業のニーズに合わせたオフラインイベントを実施。
その他のサービス	
・マーケティングアライアンス	「ONE CAREER」の求職者会員を他のHRサービスなどのアライアンスパートナーに送客し、成果発生件数に応じて収益を得る成果報酬制サービス。
・中途採用事業	中途採用支援メディア「ONE CAREER PLUS」へ求人広告の掲載や、企業への人材紹介を提供するサービス。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

本社	東京都渋谷区
営業所	大阪営業所（大阪府大阪市）

（注）関西エリアに根差した採用支援を強化すべく、2023年７月付で大阪営業所を開設いたしました。

(7) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155（125）名	35名増（20名増）	30.0歳	2.2年

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターン生を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社はキャリアデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3．従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、継続的な事業成長に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	100,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,876,240株（うち自己株式226株）

（注）1．新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、110,240株増加しております。
2．2023年５月12日付の譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、5,400株増加しております。

(3) 株主数　1,560名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮下尚之	3,637千株	61.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	405	6.89
長澤有紘	248	4.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	245	4.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	203	3.47
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE－AC）	143	2.45
野村信託銀行株式会社（投信口）	117	2.00
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	56	0.96
UBV Fund－I投資事業有限責任組合	50	0.85
北野唯我	40	0.69

（注）1．上記の当社代表取締役社長宮下尚之の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社MTMが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
2．持株比率は自己株式（226株）を控除して計算しております。
3．持株比率は小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区　分	株　式　数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	1,200株	3名

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2017年12月25日	2019年9月30日
新株予約権の数		14,500個	22,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　72,500株 (新株予約権１個につき　５株)	普通株式　112,000株 (新株予約権１個につき　５株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　500円 (１株当たり　100円)	新株予約権１個当たり　2,000円 (１株当たり　400円)
権利行使期間		2019年12月26日から 2027年12月24日まで	2021年10月1日から 2029年9月29日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数　10,000個 目的となる株式数　50,000株 保有者数　2名（注）4	新株予約権の数　7,900個 目的となる株式数　39,500株 保有者数　2名（注）4
	社外取締役（監査等委員を除く。）	－	－
	取締役（監査等委員）	－	－

(注) 1．社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。

2．2021年６月８日付で行った１株を５株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3．新株予約権の行使等に関する条件

①新株予約権は、その行使の時点において新株予約権者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員である場合に限り行使することができる。

②新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「役務等提供者」という。）としての地位を有することとなった日（以下「参画日」という。）又は当社の株式を国内外の金融商品取引所に上場した日（以下「株式公開日」という。）からの期間に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、本項に定める「権利行

使基準期間」とは、参画日から２年後の応当日と株式公開日のいずれか遅い日以降（同日を含む。）、新株予約権者が当社の役務等提供者としての地位を継続して保有する期間を指すものとする。

(1) 権利行使基準期間が２年未満の場合　零
(2) 権利行使基準期間が２年以上３年未満の場合　割当予約権数の２分の１までの個数
(3) 権利行使基準期間が３年以上４年未満の場合　割当予約権数の４分の３までの個数
(4) 権利行使基準期間が４年以上の場合　割当予約権数までの個数

４．取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものです。

		第３回新株予約権
発行決議日		2020年12月28日
新株予約権の数		26,252個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　131,260株 (新株予約権１個につき　5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　8,500円 (１株当たり　1,700円)
権利行使期間		2022年12月29日から 2030年12月27日まで
行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数　5,472個 目的となる株式数　27,360株 保有者数　2名
	社外取締役（監査等委員を除く。）	－
	取締役（監査等委員）	－

(注) １．社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。

２．2021年６月８日付で行った１株を５株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．新株予約権の行使等に関する条件

①新株予約権は、その行使の時点において新株予約権者が当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員である場合に限り行使することができる。

②新株予約権者は、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「役務等提供者」という。）としての地位を有することとなった日（以下「参画日」という。）又は当社の株式を国内外の金融商品取引所に上場した日（以下「株式公開日」という。）からの期間に応じ、以下の個数に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、１株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、本項に定める「権利行使基準期間」とは、参画日から２年後の応当日と株式公開日のいずれか遅い日以降（同日を含む。）、新株予約権者が当社の役務等提供者としての地位を継続して保有する期間を指すものとする。

(1)　権利行使基準期間が２年未満の場合　　零
(2)　権利行使基準期間が２年以上の場合　　割当予約権数までの個数

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮下　尚之	執行役員CEO
取締役副社長	長澤　有紘	執行役員COO兼CHRO
取締役	北野　唯我	執行役員CSO
取締役	高木　新平	株式会社ニューピース　代表取締役 株式会社シックスカレー　代表取締役社長 一般社団法人Public Meets Innovation　理事 富山県　クリエイティブ・ディレクター
取締役 （常勤監査等委員）	野村　有季子 (戸籍名：馬塲有季子)	ユーピーアール株式会社　社外取締役
取締役 （監査等委員）	美澤　臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社　代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル　社外監査役 JIG-SAW株式会社　社外取締役監査等委員 Kudan株式会社　社外取締役監査等委員
取締役 （監査等委員）	高橋　治	シティライツ法律事務所

（注）1．取締役高木新平氏及び取締役（常勤監査等委員）野村有季子氏並びに取締役（監査等委員）美澤臣一氏及び高橋治氏は、社外取締役であります。
2．取締役（常勤監査等委員）野村有季子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．取締役（監査等委員）高橋治氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な法律知識を有しております。
4．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査担当と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、野村有季子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役高木新平氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	125百万円 (3)	122百万円 (3)	－	3百万円 (－)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17 (17)	17 (17)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	142 (20)	139 (20)	－	3百万円 (－)	7 (4)

（注）1.非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、上記の「非金銭報酬等」の金額については当事業年度に費用計上した金額であります。割当ての際の条件等は「ロ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．株式の状況 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2.取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年３月29日開催の第７回定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）と決議しております。決議日時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は４名（うち社外取締役１名）であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、

2022年３月29日開催の第７回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。決議日時点の取締役（監査等委員）の員数は３名であります。
また、金銭報酬とは別枠で、2023年３月28日開催の第８回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額100百万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年14,200株以内と決議しており、当該株主総会の決議に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は３名であります。

3.当事業年度の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の内容は、取締役会が、取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に則り、事前に指名・報酬委員会及び監査等委員会に諮問し答申を得た上で、役割、役位、職責に応じ、他社水準や当社の業績を考慮し、総合的に勘案して決定しており、当社取締役会は、決定方針に沿うものと判断しております。

ロ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役ごとの報酬限度額の範囲内で決定する。

なお、監査等委員でない取締役の報酬に関する事項については、過半数を独立社外取締役（監査等委員1名を含む）で構成する任意の指名・報酬委員会及び監査等委員会において事前に審議し、取締役会に答申し、取締役会において決定する。

２．監査等委員でない取締役の報酬

監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成する。但し、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず、経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成する。

①固定報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、各取締役の役位（期待される役割及び責任）に応じて、他社水準等を考慮し、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準等を考慮し、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

②株式報酬

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬として、譲渡制限付株式を付与することとし、期待される役割及び責任に応じて、他社水準等を考慮し、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて取締役会の決議により各取締役の個人別の割当株式数を決定する。譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合並びに取締役会が決定した条件に該当する場合に解除する。

③個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬と株式報酬の割合については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、当社と同程度の事業規模の企業や同種の事業を営む企業の報酬水準等を考慮しつつ、指名・報酬委員会の意見及び助言並びに、監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて合理的と考えられる範囲内で設定する。

3．監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場であることを考慮して固定報酬のみで構成する。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定する。

4．報酬等を与える時期又は条件

固定報酬については、毎年3月の定時株主総会後に支給額を改訂し、翌月４月より決定した年間報酬額を12分割した額を１年間にわたり毎月同額支払うこととする。

株式報酬については、株式報酬制度で定められた条件並びに時期に則って原則として年1回付与する。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高木新平氏は、株式会社ニューピースの代表取締役、株式会社シックスカレーの代表取締役社長、一般社団法人Public Meets Innovationの理事及び富山県クリエイティブ・ディレクターであります。同氏が代表を務める株式会社ニューピースとの間には取引関係が存在しております。当事業年度の取引額は、当社と株式会社ニューピースのそれぞれの総売上高の５%未満であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。これ以外

に、当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

・社外取締役（常勤監査等委員）野村有季子氏は、ユーピーアール株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社の代表取締役、株式会社フロンティアインターナショナルの社外監査役、JIG-SAW株式会社の社外取締役監査等委員及びKudan株式会社の社外取締役監査等委員であります。同氏が社外監査役を務める株式会社フロンティアインターナショナルとの間には取引関係が存在しております。当事業年度の取引額は、当社と株式会社フロンティアインターナショナルのそれぞれの総売上高の1%未満であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。これ以外に、当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）高橋治氏は、シティライツ法律事務所の所員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 高木　新平	取締役会　17回中17回 (100%)	出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。
社外取締役 (常勤監査等委員) 野村　有季子	取締役会　17回中17回 (100%) 監査等委員会　14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、同氏に期待される財務・会計全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 美澤　臣一	取締役会　17回中17回 (100%) 監査等委員会　14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会において、事業会社での多くの企業支援業務を通じた幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 高橋　治	取締役会　17回中17回 (100%) 監査等委員会　14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士として法務の専門的見地から適宜発言を行っており、同氏に期待される法務全般について独立した立場からの助言・提言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

③処分理由

・他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する取締役会決議の内容は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1.取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図れるよう監督する。

2.監査等委員会は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

3.使用人の適切な執行を確保するため、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1.株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、社内役員会議議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき保存、管理する。

2.個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役社長に報告する。

2.執行役員は各業務執行部門を指揮し、経営管理部と連携を保ち社内規程を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。

3.取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

④取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

1.「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

2.「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。

3.経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて初期の業績目標の達成を図る。

4.意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤当社における業務の適正を確保するための体制

1.当社は、当社の企業倫理に従い自社の諸規程を定める。
2.各部門の担当取締役・執行役員は既存の諸規程に基づき、当社における業務の適正を確保する。
3.内部監査担当は、当社の業務の適正が確保されていることを監査し、代表取締役社長に報告する。
4.当社は、業務の適正化および効率観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化を継続的に図る。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

1.監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を配置する。
2.監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会の指示に基づく職務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令から独立してこれを遂行する。
3.監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の人事異動および評価については、監査等委員会の同意を得て実施する。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1.取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
2.監査等委員会は、その判断に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
3.監査等委員会は必要に応じて取締役および使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。
4.内部通報制度に基づく通報または監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報または報告を行った者に対し不利な取り扱いを行わない。
5.監査等委員が取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は必要と認める重要な会議に出席する。
6.監査等委員会は、内部監査担当との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長、および監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
7.監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

⑧財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

1.当社は、財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓発を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

2.監査等委員会、内部監査担当、および各部門は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

2.取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

3.警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2023年３月28日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査等委員は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当により各部門の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,434,966**	**流動負債**	**1,133,812**
現金及び預金	3,186,669	買掛金	41,607
売掛金	166,463	短期借入金	100,000
棚卸資産	90	未払金	144,198
前渡金	18,493	未払費用	33,500
前払費用	60,625	未払法人税等	192,827
その他	2,622	契約負債	506,648
固定資産	**755,038**	預り金	16,334
有形固定資産	**159,841**	賞与引当金	7,815
建物	133,570	その他	90,880
工具、器具及び備品	26,271	**負債合計**	**1,133,812**
無形固定資産	**280,568**	(純資産の部)	
ソフトウエア	274,839	**株主資本**	**3,056,176**
ソフトウエア仮勘定	5,729	**資本金**	**43,318**
投資その他の資産	**314,627**	**資本剰余金**	**1,486,798**
投資有価証券	67,624	資本準備金	764,558
長期前払費用	1,001	その他資本剰余金	722,240
繰延税金資産	49,530	**利益剰余金**	**1,526,421**
敷金及び保証金	196,471	その他利益剰余金	1,526,421
		繰越利益剰余金	1,526,421
		自己株式	**△361**
		評価・換算差額等	**15**
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	**3,056,191**
資産合計	**4,190,004**	**負債純資産合計**	**4,190,004**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年１月１日から
2023年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**3,970,292**
売上原価		**703,507**
売上総利益		**3,266,784**
販売費及び一般管理費		**2,270,745**
営業利益		**996,039**
営業外収益		
雑収入	2,260	
その他	90	2,350
営業外費用		
支払利息	532	
投資事業組合運用損	417	
為替差損	74	
その他	9	1,034
経常利益		**997,355**
特別損失		
投資有価証券評価損	4,993	4,993
税引前当期純利益		**992,361**
法人税、住民税及び事業税	295,946	
法人税等調整額	1,874	297,820
当期純利益		**694,540**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年1月1日から 2023年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	10,000	731,240	722,240	1,453,480	831,880	831,880	△361	2,295,000	－	－	2,295,000
当期変動額											
新株の発行（新株予約権の行使）	22,504	22,504	－	22,504	－	－	－	45,008	－	－	45,008
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	10,813	10,813	－	10,813	－	－	－	21,627	－	－	21,627
当期純利益	－	－	－	－	694,540	694,540	－	694,540	－	－	694,540
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	15	15	15
当期変動額合計	33,317	33,317	－	33,317	694,540	694,540	－	761,175	15	15	761,190
当期末残高	43,318	764,558	722,240	1,486,798	1,526,421	1,526,421	△361	3,056,176	15	15	3,056,191

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

・製品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	３年～15年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①採用DX支援サービス

当社が運営する新卒採用支援メディア「ONE CAREER」へ顧客が求人広告を掲載する際に、求人掲載料を得ております。求人掲載料については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

また、企業の採用に関する会社説明を動画で配信するオンライン動画サービスによる収益を得ております。オンライン動画サービスについては、当社が動画を製作し、配信を行った時点で履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。

②マーケティングアライアンス

「ONE CAREER」の求職者会員を他のHRサービスなどのアライアンスパートナーに送客し、成果発生件数に応じて収益を得ております。パートナーに送客し、パートナーの確認を得られた時点で履行義務が充足するものと判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　49,530千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	46,478千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,876,240株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	226株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	315,760株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20,403千円
未払賞与	10,999千円
減価償却超過額	6,276千円
株式報酬費用	4,606千円
敷金(資産除去債務)	3,921千円
賞与引当金	2,703千円
未払費用	2,672千円
投資有価証券評価損	1,727千円
その他	1,876千円
繰延税金資産小計	55,187千円
評価性引当金	△5,648千円
繰延税金資産合計	49,538千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7千円
繰延税金負債合計	△7千円
繰延税金資産の純額	49,530千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
（調整）	
住民税均等割	0.3%
評価性引当額の増減	0.3%
租税特別措置法上の税額控除	△5.2%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達する方針であります。一時的な余剰資金については預金により保有しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は流動性リスクに晒されております。投資有価証券は、主に非上場株式であり純投資目的及び事業推進目的で保有しており発行企業体の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、経営管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。また、投資有価証券は、定期的に発行企業体の財政状態等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

2．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金にかかる支払金利の変動リスクを抑制するために、借入金の一部については金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

3．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額

が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注１）を参照ください。）また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「未払費用」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	196,471千円	195,328千円	△1,142千円
資産計	196,471	195,328	△1,142

（注１）市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	60,060千円
投資事業有限責任組合への出資	7,564

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
現金及び預金	3,186,669千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	166,463	－	－	－
合計	3,353,133	－	－	－

（注）敷金及び保証金については、償還予定を明確に把握できないため、上表に含めておりません。

（注３）短期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超10年以内
短期借入金	100,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円
合計	100,000	－	－	－	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	195,328	－	195,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱ニューピース	－	㈱ニューピースへの発注	ブランドコンサルティングサービスの発注（注）1	28,900	－	－
			㈱ニューピースからの業務受注	新卒学生採用に関する調査・分析、イベント実施業務の受託（注）2	3,000	－	－
役　員	長澤　有紘	（被所有）直接4.2%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使（注）3	11,700	－	－
役　員	北野　唯我	（被所有）直接0.7%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使（注）4	11,988	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．㈱ニューピースへの発注については、事前に取締役会にて、経済合理性、価格の妥当性を評価し、相見積りを取得し総合評価を行った上で、取引承認決議を得ております。

2．㈱ニューピースからの業務受注については、事前に取締役会にて、経済合理性、価格の妥当性を評価し総合評価を行った上で、取引承認決議を得ております。

3．2017年12月25日開催の取締役会決議並びに2019年９月30日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

4．2017年12月25日開催の取締役会決議、2019年９月30日開催の取締役会決議並びに2020年12月28日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、キャリアデータプラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度	合計
	キャリアデータプラットフォーム事業	
一時点で移転される財又はサービス	2,429,682	2,429,682
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,540,609	1,540,609
顧客との契約から生じる収益	3,970,292	3,970,292
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	3,970,292	3,970,292

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	110,515千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	166,463
契約負債（期首残高）	356,158
契約負債（期末残高）	506,648

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	520円11銭
(2) 1株当たりの当期純利益	120円24銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年２月22日

株式会社ワンキャリア
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　上　卓　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　清　水　幸　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワンキャリアの2023年１月１日から2023年12月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年２月27日

株式会社ワンキャリア　監査等委員会
常勤監査等委員　野村有季子 ㊞
監査等委員　美澤臣一 ㊞
監査等委員　高橋　治 ㊞

（注）監査等委員 野村有季子、美澤臣一及び高橋治は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業領域の拡大及び多様性に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条＜条文省略＞	第１条＜現行どおり＞
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．インターネットを利用したサービスの企画、開発、設計、運用 ２．インターネットのシステム構築並びにコンテンツの企画、制作及び販売 ３．インターネット上のサイトの運営 ４．インターネットホームページの企画、立案及び制作 ５．インターネット上の名称・ドメイン名の取得代行業務 ６．インターネットビジネスに関するコンサルティング ７．採用活動に関する市場調査、資料の作成及び情報提供業務 ８．採用活動に関する広告・宣伝及びコンサルティング ９．広告代理業	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．インターネットを利用したサービスの企画、開発、設計、運用 ２．インターネットのシステム構築並びにコンテンツの企画、制作及び販売 ３．インターネット上のサイトの運営 ４．インターネットホームページの企画、立案及び制作 ５．インターネット上の名称・ドメイン名の取得代行業務 ６．インターネットビジネスに関するコンサルティング ７．採用活動に関する市場調査、資料の作成及び情報提供業務 ８．採用活動に関する広告・宣伝及びコンサルティング ９．広告代理業

現行定款	変更案
１０．情報処理サービス業及び情報提供サービス業 １１．コンピューターのハードウェア・ソフトウェアの製作、販売及び賃貸 １２．商品・サービスの企画、開発、販売及びそれらの代行 １３．経営コンサルタント業務 １４．イベント、講演会、交流会、研修会、セミナーの企画、運営 １５．有料職業紹介業 ＜新設＞ １６．前各号に附帯する一切の事業 第3条～第41条＜条文省略＞	１０．情報処理サービス業及び情報提供サービス業 １１．コンピューターのハードウェア・ソフトウェアの製作、販売及び賃貸 １２．商品・サービスの企画、開発、販売及びそれらの代行 １３．経営コンサルタント業務 １４．イベント、講演会、交流会、研修会、セミナーの企画、運営 １５．有料職業紹介業 １６．株式の保有、売買並びにその他の投資事業 １７．前各号に附帯する一切の事業 第3条～第41条＜現行どおり＞

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	宮下尚之（みやした たかし） （1985年4月5日）	2010年４月　マース ジャパン リミテッド入社 2010年７月　㈱トライフ設立、代表取締役 2015年８月　当社設立、代表取締役 2020年12月　当社代表取締役社長 2023年７月　当社代表取締役社長　執行役員CEO（現任）	3,637,900株
2	長澤有紘（ながさわ ありひろ） （1986年7月27日）	2011年４月　㈱イトクロ入社 2014年11月　㈱トライフ入社 2015年８月　当社設立、取締役 2020年12月　当社取締役副社長 2023年７月　当社取締役副社長　執行役員COO兼CHRO（現任）	248,400株
3	北野唯我（きたの ゆいが） （1987年8月21日）	2010年４月　㈱博報堂入社 2015年４月　ボストン コンサルティング グループ入社 2016年１月　㈱トライフ入社 2016年６月　当社入社 2020年１月　当社取締役最高戦略責任者 2023年７月　当社取締役　執行役員CSO（現任）	40,540株
4	高木新平（たかぎ しんぺい） （1987年10月18日）	2010年４月　㈱博報堂入社 2014年６月　㈱ニューピース設立、代表取締役（現任） 2017年11月　NOW㈱　クリエイティブアドバイザー（現任） 2018年10月　一般社団法人Public Meets Innovation　理事（現任） 2019年６月　㈱シックスカレー設立、代表取締役社長（現任） 2019年８月　NEWS合同会社　共同代表 2019年12月　当社社外取締役（現任） 2023年２月　富山県クリエイティブ・ディレクター（現任）	12,500株

（注）１．取締役高木新平氏は、株式会社ニューピースの代表取締役、NOW株式会社のクリエイティブアドバイザー、株式会社シックスカレーの代表取締役社長、一般社団法人Public Meets Innovationの理事

及び富山県クリエイティブ・ディレクターであります。同氏が代表を務める株式会社ニューピースとの間には取引関係が存在しておりますが、当事業年度の取引額は、当社と株式会社ニューピースのそれぞれの総売上高の５％未満であり、かつ、一般の取引条件と同様に決定していることから、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがないものと判断しております。それ以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．候補者宮下尚之氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

3．宮下尚之氏を取締役候補者とした理由は、当社創業以来一貫して当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、取締役候補者として選任するものであります。

4．長澤有紘氏を取締役候補者とした理由は、創業から取締役として当社の社内の組織づくりを牽引し、企業の発展に貢献していることから、取締役候補者として選任するものであります。

5．北野唯我氏を取締役候補者とした理由は、創業期から戦略立案・遂行の中心となり事業を牽引し、企業の発展に貢献していることから、取締役候補者として選任するものであります。

6．高木新平氏は、社外取締役候補者であります。

7．高木新平氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場からの助言・提言を期待して、社外取締役候補者として選任するものであります。

8．高木新平氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年4ヶ月となります。

9．当社と高木新平氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

10. 代表取締役社長宮下尚之氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社MTMが所有する株式数を含んだ実質株式数を記載しております。

11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者は当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。

12. 当社は、高木新平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	野村有季子（戸籍名：馬場有季子）（1969年12月24日）	1994年４月　ハイアット リージェンシー オーサカ㈱入社 2002年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2013年10月　フィリップ モリス ジャパン合同会社入社 2014年６月　㈱マネースクエアHD　社外監査役 2021年３月　長瀬産業㈱入社 2022年３月　当社社外取締役監査等委員（現任） 2023年11月　ユーピーアール㈱　社外取締役（現任）	－
2	美澤臣一（1960年6月22日）	1984年４月　西武建設㈱入社 1989年４月　大和証券㈱（現㈱大和証券グループ本社）入社 1997年７月　ディー・ブレイン証券㈱設立、代表取締役社長 1999年７月　トランス・コスモス㈱入社 2000年６月　同社　取締役 2004年４月　同社　専務取締役CFO 2006年５月　コ・クリエーションパートナーズ㈱　代表取締役（現任） 2008年９月　㈱マクロミル　社外取締役 2009年７月　㈱フロンティアインターナショナル　社外監査役（現任） 2011年７月　㈱ザッパラス　社外取締役 2015年６月　Kudan㈱　社外取締役 2016年３月　JIG-SAW㈱　社外取締役監査等委員（現任） 2019年12月　当社社外監査役 2020年６月　Kudan㈱　社外取締役監査等委員（現任） 2022年３月　当社社外取締役監査等委員（現任）	25,000株
3	高橋治（1976年10月12日）	2003年４月　日本エス・エイチ・エル㈱入社 2010年11月　最高裁判所司法研修所入所 2012年１月　弁護士登録 2012年１月　㈱小松製作所入社 2015年５月　バイドゥ㈱入社 2019年９月　シティライツ法律事務所入所（現任） 2020年４月　当社社外監査役 2022年３月　当社社外取締役監査等委員（現任）	－

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．野村有季子氏、美澤臣一氏及び高橋治氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
3．野村有季子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
4．美澤臣一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
5．高橋治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、社外役員になること以外の方法で、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任するものであります。
6．野村有季子氏、美澤臣一氏及び高橋治氏は、現在、当社の監査等委員でありますが、それぞれの監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7．当社は、野村有季子氏、美澤臣一氏及び高橋治氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、その全員との当該契約を継続する予定であります。
8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、その全員が当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
9．当社は、野村有季子氏、美澤臣一氏及び高橋治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、適切な税制への対応を通じて財務内容の健全性向上を図ることを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少した資本金の額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものです。本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆さまのご所有株式数や１株当たり純資産額に影響はありません。

（１）減少する資本金の額

2024年１月31日現在の資本金47,568,340円のうち、37,568,340円を減少し、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、2024年２月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、2024年２月１日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込または給付期日として役員または従業員に報酬として譲渡制限付株式が発行された場合は、当該譲渡制限付株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を10,000,000円とすることといたします。

（２）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年６月1日

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂二丁目６番17号
渋東シネタワー11階　AP渋谷道玄坂
電話番号　03-5428-6849



交通　▶ＪＲ各線「渋谷駅」
ハチ公改札口より徒歩約１分
▶東急各線、東京メトロ各線「渋谷駅」
Ａ１番出口直結
▶京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩約１分